

君ハ我ニオロソカニナリタリトモ、何トゾツトメテ、君ノ御心ヲヤハラケタキトノミ、無ニニ志スヲコソ武士ト申カヒモ御座候ゾ、第三箇條ハ、思慮モ分別モ、不入候、何事モ只誠ナルガヨク候間、只々心ヲ實ニ可被致候云々、某忤四郎左衛門ヲ御小性ニメシツカハレ、此中ハ表へ御出シ被成候、人ニハアヒフサイアルモノナレバ、君臣ノ間ニモアルベケレバ、少モ御恨ニハ不存候、若四郎左衛門不忠ノ心アリテ、加様ノ儀ニ付、御前遠ク成候ナド、其品ヲキカバ、人手ニハカケマジ、某ガ老ノ手ニカケテ、頸ヲ刎ベシトコソ存候へ、君ニ對シ不届ノモノハ、何ゾ子トモオモハンヤト被申候由、

〔良將達德鈔^{十上}〕一竹中半兵衛重治は、濃州菩提の城主なり、秀吉公御家の陣奉行なり、武者嘶の砌、幼年の子息左京座を立て何方へか行、少時して歸半兵衛以外叱り、軍物語の半に罷立候とあり、子息被申けるは用所達しに罷立候と答、半兵衛猶怒て小便に立度ば、何とて座敷に小便を致さぬぞ、竹中が子が武道咄に聞入、座敷をヨゴシたりと云は、我家の面目也と云れしとかや、

〔甘棠篇^一〕輔儲訓

安永五年中、世子治廣公^杉初めての御出府前、近侍へ是を賜ふ、

一大凡人君の通弊は、玉簾深き中に長養して富貴に沈淪せしめ候間、おのづから世事の艱苦なる事をも辨せず、下民の窶にも疎く是有り候、^略○中 今日世子の内は、何事も恭遜を專一と致候事にはあるべく候、今年喜平治殿同道せしめ候事も、東都の繁華豪族の形勢を見聞致され候爲にも是なく、風流奇麗の様子を、習慣致させ候儀にも是なく候、只國元發駕の日よりして、小扈従の姿に出立れ、艱難不自由の事にも逢申されて、一とせ武藏野の露にしほたれ申され候は、少しは下民の情にも達し、是よりして、はてしなき才も生じ、秋の月のくまなき徳にも、進み申され候様に、致度迄の事に候、^略○中